

目 次

○	自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）（抄）	．．．．．	1
○	二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第三十八号）（抄）	．．．．．	3

○ 自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）（抄）

（沖合海底特別地区）

第三十五条の四 環境大臣は、沖合海底自然環境保全地域に関する保全計画に基づいて、その区域内に、沖合海底特別地区を指定することができる。

2 第十四条第四項及び第五項の規定は、沖合海底特別地区の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について準用する。

3 沖合海底特別地区内においては、次に掲げる行為（以下この章及び第五十六条第六号において「特定行為」という。）は、環境大臣の許可を受けなければ、してはならない。

一 鉱物を掘採すること。

二 鉱物の探査を行うことであつて環境大臣が経済産業大臣の同意を得て定める方法によるもの

三 海底に生息し、又は生育する動植物を捕獲し、又は採取することであつて環境大臣が農林水産大臣の同意を得て定める方法によるもの

四 前三号に掲げるもののほか、沖合海底自然環境保全地域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがある行為で政令で定めるもの

4 第十七条第二項の規定は、前項の許可について準用する。

5 環境大臣は、特定行為で当該特定行為に伴う海底の形質の変更が沖合海底特別地区における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないことその他の環境省令で定める基準に適合しないものについては、第三項の許可をしてはならない。

6 第三項の規定により特定行為が規制されることとなつた時において既に当該特定行為に着手している者は、その規制されることとなつた日から起算して六月間は、同項の規定にかかわらず、引き続き当該特定行為をすることができる。

7 前項に規定する者が同項の期間内に当該特定行為について環境大臣に届け出たときは、第三項の許可を受けたものとみなす。

8 特定行為のうち、沖合海底特別地区における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので環境省令で定めるものについては、第三項の規定は、適用しない。

（沖合海底特別地区に含まれない区域）

第三十五条の五 沖合海底自然環境保全地域の区域のうち沖合海底特別地区に含まれない区域内において特定行為をしようとする者は、あらかじめ、環境大臣に対し、環境省令で定めるところにより、特定行為の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他環境省令で定める事項を届け出なければならない。

2 環境大臣は、前項の規定による届出があつた場合において、沖合海底自然環境保全地域における自然環境の保全のために必要があると認めるときは、その届出をした者に対して、その届出があつた日から起算して三十日以内に限り、当該自然環境の保全のために必要な限度において、その届出に係る特定行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

3 第一項の規定による届出をした者は、その届出をした日から起算して三十日を経過した後でなければ、当該届出に係る特定行為に着手してはならない。

- 4 第二十八条第三項及び第五項の規定は、第一項の規定による届出について準用する。この場合において、同条第三項中「前項」とあるのは「第三十五条の五第二項」と、同条第五項中「前項」とあるのは「第三十五条の五第二項」と読み替えるものとする。
- 5 次に掲げる行為については、第一項、第二項及び前項において準用する第二十八条第三項の規定は、適用しない。
- 一 特定行為のうち、沖合海底自然環境保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので環境省令で定めるもの。
 - 二 沖合海底自然環境保全地域が指定され、又はその区域が拡張された際着手している特定行為

○ 二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第三十八号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「貯留層」とは、その内部及び周辺の地層の温度、圧力その他の性質が二酸化炭素（二酸化炭素がその大部分を占める流体を含む。以下同じ。）の安定的な貯蔵に適している地下の地層をいう。

2～10 （略）

（貯留層の探査の許可）

第七十七条 貯留層の探査（地下の地層が貯留層に該当するかどうかを調査するために行う地質構造の調査であつて、貯留層の掘削を伴わず、かつ、地震探査法その他一定の区域を継続して使用するものとして経済産業省令で定める方法によるものをいう。以下単に「探査」という。）を行おうとする者は、経済産業大臣に申請して、その許可を受けなければならない。

2～5 （略）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 （略）

二 第一章、第四章、第三百十條、第三百三十二條第三項、第五項及び第六項、第三百三十三條（第七條第一項、第九條第一項及び第一百條に係る部分に限る。）、第三百三十七條第一項、第三百三十八條並びに第三百三十九條の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）並びに附則第五條、第六條及び第九條の規定公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

三 （略）